大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民自らが地域の特色を活かしながら実践する地域づくり活動や市町の範囲を越えて地域活性化を図るための広域的な取組を支援することを目的とする大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和５１年規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　地域づくり団体　本市で地域づくりに資する活動を行う団体（営利を目的とする団体を除く。）であって、規約、役員、会計等が明確である団体をいう。

⑵　地域振興推進型　主に市外から人を呼び込み、関係人口の創出及び拡大を主な目的として実施する事業をいう。

⑶　地域課題挑戦型　継続的に地域が抱える課題の解決を図ることを目的として実施する事業をいう。

⑷　チャレンジ枠　新たな地域づくり活動を始めることを目的として試行的に取り組む事業をいう。

⑸　単独事業　地域づくり団体又はその連合体（以下「地域づくり団体等」という。）が主に市内において取り組む事業をいう。

⑹　連携事業　本市を含む栃木県内の複数の市町又は複数の市町の地域づくり団体等が、市町の範囲を越えて広域的に取り組む事業をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、５人以上の個人を構成員とする地域づくり団体等とする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、主に市内において実施する地域づくりに資する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　栃木県わがまち創生・交流促進事業実施要綱（令和８年４月１日付け人口第４号）の交付対象となる事業であること。

⑵　大田原市未来創造戦略に位置付けられ、地方創生の取組を推進する内容であること。

⑶　第７条に規定する事業提案を行う年度内に事業が完了すること。

⑷　特定の団体又は個人が利益を受ける事業でないこと。

⑸　政治活動又は宗教活動に類する事業でないこと。

⑹　市が交付する他の補助金等の交付を受けて実施する事業でないこと。

⑺　将来にわたり継続的に実施する事業であること（チャレンジ枠の事業を除く。）。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

⑴　土地の測量、購入及び補償に要する経費

⑵　建物の購入、補償、新築及び新築に要する原材料の購入に要する経費

⑶　食糧費（事業目的のため招へいした特殊な技能又は知識を有する者に対する食糧費を除く。）

⑷　人件費、事務室の賃借料、光熱水費その他の事業の実施に直接必要とされない経常的な管理運営経費

⑸　単価２０万円以上の物品の購入に要する経費

⑹　住民個人に対し金銭を支出する経費（当該住民に金銭を給付しなければ地域づくりの効果が発揮されないと市長が認める経費を除く。）

⑺　基金等への積立てに要する経費

⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、１つの団体が１回の採択につき、補助対象経費に４分の３を乗じて得た額（補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

⑴　地域振興推進型の単独事業　１００万円

⑵　地域振興推進型の連携事業　１５０万円

⑶　地域課題挑戦型の単独事業　１５０万円

⑷　地域課題挑戦型の連携事業　２００万円

⑸　チャレンジ枠の事業　５０万円

（事業提案）

第７条　補助金の交付を受けようとする地域づくり団体等（以下「申請団体」という。）は、大田原市わがまち創生・交流促進事業提案書（様式第１号。以下「事業提案書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　事業収支予算書

⑶　団体の規約等

⑷　構成員名簿

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　複数の年度にわたり補助金の交付を受けようとする地域づくり団体等は、毎年度事業提案書（前項各号の添付書類を含む。）を提出しなければならない。

（審査委員会の設置）

第８条　前条の事業提案書の内容を審査するため、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（組織）

第９条　審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は総合政策部長を、副委員長は経営管理部長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

⑴　産業文化部長

⑵　総合政策部政策推進課長

⑶　経営管理部財政課長

⑷　産業文化部商工観光課長

⑸　産業文化部文化振興課長

⑹　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める職員

３　委員長は、審査委員会を総括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第１０条　審査委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

３　委員長は、会議の結果について、速やかに市長に報告するものとする。

（事業提案の採択）

第１１条　市長は、前条第３項の報告があったときは、事業提案書に基づく補助対象事業の採択又は不採択を決定し、その結果を大田原市わがまち創生・交流促進事業採択・不採択決定通知書（様式第２号）により、申請団体に通知するものとする。

（交付申請）

第１２条　前条の補助対象事業の採択の決定通知を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）は、規則第４条第１項に定める補助金の交付申請を行うものとする。この場合において、同項各号に掲げる添付書類のうち、既に提出した第７条第１項各号に掲げる書類について、当該書類の内容に変更がないときは、これを省略することができる。

（事前着手）

第１３条　市長は、補助金の交付決定前に交付団体が事業に着手したときは、補助金を交付しない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合であって、事業の着手前に大田原市わがまち創生・交流促進事業事前着手届（様式第３号）を市長に提出したときは、この限りでない。

２　前項ただし書の場合において、市長は、交付決定前の着手に次の条件を付すことがで

きる。
⑴　交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等のあらゆる事由により、実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、申請団体の負担となること。
⑵　申請団体は、補助金の交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し出ないこと。
⑶　事業の着手から交付決定を受けるまでの期間内において、事業提案書（添付書類を含む。）の変更は行わないこと。

（補則）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）
１　この要綱は、告示の日から施行する。

（大田原市わがまちつながり構築事業補助金交付要綱の廃止）
２　大田原市わがまちつながり構築事業補助金交付要綱（令和３年告示第９２号）は、廃止する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

申請者
所在地

団体名及び代表者氏名

大田原市わがまち創生・交流促進事業提案書

大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金の交付を受けたいので、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり事業提案書を提出します。

１　事業名

２　補助金要望額　　　　　　　　　　円

３　添付書類
⑴　事業計画書
⑵　事業収支予算書
⑶　団体の規約等
⑷　構成員名簿

様式第２号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大田原市長

大田原市わがまち創生・交流促進事業採択・不採択決定通知書

年　　月　　日付けで提出のあった大田原市わがまち創生・交流促進事業提案書については、下記のとおり決定したので、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

提案事業名	
採択の決定	採択　・　不採択
不採択の理由（不採択の場合）	
備考	

様式第３号（第１３条関係）

年　　月　　日

大田原市長　　様

申請団体
所在地

団体名及び代表者氏名

大田原市わがまち創生・交流促進事業事前着手届

大田原市わがまち創生・交流促進事業について、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金の交付決定前に着手する必要があるので、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金交付要綱第１３条の規定により、着手条件を了承の上、次のとおり届け出ます。

事業の名称	
事業の概要	
着手予定年月日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日
事前着手する理由	

（着手条件）

１　交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等のあらゆる事由により、実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、申請団体の負担となること。

２　申請団体は、補助金の交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し出ないこと。

３　事業の着手から交付決定を受けるまでの期間内において、事業提案書（添付書類を含む。）の変更は行わないこと。